

第5章

修士課程・博士課程の
教育内容・方法・成果

第5章 修士課程・博士課程の教育内容・方法・成果

本学では、大学院の目的を「課程の目的に応じ、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、本大学の使命を達成すること」（大学院学則第2条）と定めている。その上で、各研究科に定める人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を大学院学則第4条の5（戦略経営研究科ビジネス科学専攻については専門職大学院学則第4条第2号のロ）において定めるとともに、各研究科において教育活動に係る三つの方針を策定し、教育研究活動を展開している。

2020年5月1日現在、修士課程・博士前期課程については6研究科（法学・経済学・商学・理工学・文学・総合政策）、博士後期課程については7研究科（法学・経済学・商学・理工学・文学・総合政策・戦略経営）から構成されている。なお、戦略経営研究科における博士後期課程（ビジネス科学専攻）については、専門職大学院戦略経営研究科（戦略経営専攻）を基礎としており、他の研究科とは位置づけが異なっている。

いずれの研究科についても、学士課程（戦略経営研究科については専門職大学院）を基礎として設置されていることから、研究科の基礎となる学部等の豊富な教員リソースを背景に、幅広い領域・分野をカバーした教育研究が可能となっていること、科目等履修生制度等により本学の学部在籍する優秀層が大学院入学前段階から授業に参加可能であること等が強みである。特に理工学研究科については、学部・研究科一体となった教育研究が積極的に推進されている。

教育課程については、各研究科が掲げる学位授与の方針および教育課程編成・実施の方針に基づいて編成されている。

博士前期課程においては、研究指導を主たる目的とする科目に加え、周辺知識や幅広い分野の知識を涵養するための科目が設置されているほか、研究科共通科目群として「オープンドメイン科目」が設置されている。

他方、博士後期課程における教育課程については、多くの研究科において実質的に研究指導に直結する科目のみが設置されるにとどまっており、コースワークの整備という面で課題となっている。

コースワークについては、課程制大学院の趣旨のみならず、学位の質保証や修了生のキャリアパスの拡大という観点からも喫緊の課題と認識し、課題の改善に向けて各研究科においてコースワークの再整備・実質化に着手している。本学大学院はこれまで、博士前期課程のみで学びが完結しうることに配慮しつつも、博士前期課程から後期課程の接続により、5年間の実質的な一貫教育により博士人材を輩出するという考えのもとで教育編成を行ってきた。そのため、コースワークの整備についても5年教育を念頭に、まずは前期課程からその整備を進めているところである。各研究科の学問分野の特性を背景に、すでに整備を完了した研究科と現在整備中の研究科があるが、2021年度開始を目途に全研究科（前期課程・後期課程）におけるコースワーク整備を目指しているところである。

また、FD活動については、大学院FD推進委員会と各研究科との連携のもと、教員相互の授業参観制度や学生に対するアンケートの実施等を行っているが、学部と比較すると低調である。授業参観制度については、制度はあるものの、多くの研究科でこれまでの参観実績がほとんどない状態となっていたことから、大学院FD推進委員会において検討を行った結果、学生の学位論文中間発表会の場を活用し論文指導状況を参観する制度の構築等、各研究科の特性に応じた実質的な方法で実施する方針を確認し、現在、各研究科レベルでの制度設計を引き続き行って

いる。

学位授与にあたっては、各研究科において学位審査にあたっての基準を作成し、これに沿った厳格な審査を行っているほか、研究科によっては博士学位候補資格審査制度の導入も行うことで、質の保証に努めている。2019年度における学位授与状況として、修了予定者における学位授与者数の割合は、博士前期課程：90.2%、博士後期課程：21.2%である。博士後期課程において著しく低い数値となっており、修業年限以内もしくは修業年限経過後なるべく早期における博士号取得を促進する施策が必要な状況である。

グローバル化に向けた取組みについては、ダブルディグリープログラムが2018年度より法学研究科（協定1校）と理工学研究科（協定2校）において開始されるなど一部で進展はみられるものの、2019年度における海外への学生の派遣は全研究科で2名に留まっている。また、英語圏および東南アジア圏等から日本語能力を問わない形で留学生を受け入れるという観点から、英語による授業科目、英語で修了できるコースの開設がまだまだ限定的なものとなっており、大学院全体として大きく状況が進展しているとはいえない状況である。外国人留学生の受け入れ状況は研究科により大きく異なっているが、教育研究活動のグローバル化を志向していくにあたってはさらなる取組みが必要である。前述のように、日本語能力を問わない形で受け入れる留学生を念頭においた、英語により専門分野を学ぶ授業科目の開設、英語のみで修了できるコースの設置は喫緊の課題であるが、英語による授業を実施できる教員リソースが限られていること、担当する教員の授業負担の問題から、改善の糸口を見出すことが困難な状況にある。

その一方で、国際会議等での発表に際し、経済的に学生を支援する制度として「学術国際会議発表助成」制度を有しており、特に理工学部においては毎年100名以上が利用し、高い評価を得るなど成果をあげている。また、正課外の取組みではあるものの、本学付置の研究所（学校法人付置のものも含む）が海外からの研究者を招聘して実施する各種研究会やシンポジウムに大学院学生を積極的に参加させるなどの取組みを多くの研究科で行っている。

また、英語圏以外からの留学生を中心に、日本語を用いて研究活動を行う学生を対象としたアカデミック・ライティング能力の向上のための支援については、2014年度より開始したライティング・ラボ（正課外）において支援を行っていた。近年は大学院生のみならず、学部生の利用も増え続け、2019年度にはのべ1,127名が利用するなど、年々高まる需要に対する恒常的な体制構築が課題となっていた。この課題に対しては、教務・教学マネジメント・学生支援・社会連携担当の各副学長、大学院研究科ライティング・ラボ担当委員長、全学連携教育機構、関係事務組織間による協議・調整を行い、2020年4月に学長宛に、①正課としてのアカデミック・ライティング科目の設置、②正課を補完し、様々な学修支援を提供する「アカデミックサポートセンター（仮称）」の設置と同センター設置に向けた「設置準備委員会」の立ち上げを盛り込んだ「アカデミック・ライティング教育の全学的展開についての提案」をとりまとめた。その提案内容は学部長会議での了承を経て、実現の一步として、学部長会議・研究科長会議・研究科委員長会議の下に「アカデミックサポートセンター設置準備委員会」を設置した。この準備委員会の任務は①学生の教育・研究活動の支援およびアカデミック・ライティング教育の推進を中心とする学部学生・大学院生としての基礎的能力の養成のあり方と、②これを展開する体制・組織についての検討としており、現在、2021年度に向けてさらなる体制の充実のための検討が進められているところである。

以上、本学の修士課程・博士課程全体としては、コースワークの整備やFDの活性化、グローバル化の促進等を通じた学位の質保証が喫緊の課題であり、各研究科が取り組んでいる。多くの研究科においては、第6章において言及するように博士後期課程を中心に定員の未充足が恒常化しており、コースワーク科目を設置するにあたっては複数の研究科による共同科目の設置等も取り入れている。また、文系大学院5研究科については、博士前期課程の定員充足に起因して、個々の科目における履修者人数の減少から、当初想定した教育手法を用いることが困難なケースも発生している。質保証と定員確保の両立に向けた検討を速やかに行い、実行に移すことが必要である。

2020年度【法務研究科組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

自主設定課題

未修者への細やかな継続的教育の実践

大学基準による分類：教育

【1. 現状】（課題を含む）

本法科大学院の未修者の司法試験合格率は、2011年度から14年度までは35%前後で推移していたが、2015年度から急激に低下して、全国平均を下回っていることから、その合格率の回復が急務であることが自覚されてきた。これに対応するため、昨年度は、未修者教育WGを組成して提言を受けその提言内容を実践したり、昨年度から本施行された共通到達度確認試験に向けたドリル・プログラムを実施するなどして、1年次未修入学者の基礎力の養成に注力した。

その結果、共通到達後確認試験では全ての科目において全国平均を上回り、一定の成果を上げることができた（本法科大学院受験者の3科目（憲民刑）合計（175点満点）の平均点が118.14点（全国平均112.64点）、憲法（50点満点）の平均点が、30.95点（30.22点）、民法（75点満点）の平均が49.86点（全国平均47.01点）、刑法（50点満点）の平均が37.33点（全国平均35.37点）と合計得点のみならず、全ての科目について全国平均点を上回った。）。

ところが、これまでの例に照らすと、未修1年次にはある程度の成績を収めることのできた者も、2年次に進級して既修者の中で採まれるようになると、期待されたような実力の伸びが見られないことが少なくない。

これでは、未修1年次における教育プログラムをいかに充実させても、司法試験合格にまでは結びつかないこととなりかねないから、未修入学者の2年次、3年次における実力養成のための工夫が求められている。

【2. 原因分析】

共通到達度確認試験は、憲法・民法・刑法の3科目のみであり、かつ試験方式も短答式試験のみであるのに対し、司法試験では、さらに商法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法及び選択科目が課せられる上に、試験方式でも論述式試験の占める比重が大きい。既修者の多くは学部4年間を通してこれらの科目や論述トレーニングの機会を持つことができるのに対し、未修者は1年次の1年間という限られた時間では、既修者に伍して対等に学ぶだけの素地に欠けることが指摘できる。

また、既修者は学部での4年間の全てを高密度での学修に充ててきたというより、試行錯誤による遠回りの体験を通して徐々に自分に適した学修方法を身に付けることができるのに対し、未修者はこうした経験を経っていないことも、2年次3年次で行われる高難度の教育プログラムを消化しきれない原因の一つと考えられる。

どう改善するか

【3. 到達目標】

昨年度未修入学者で2年次に進級した者の40%が、学年末における2年次生全体の上位40%以内に含まれる状態とする。

【4. 目標達成のルート（手段）】

教員や実務講師による頻回の個別相談、個別指導を通じて学修効率の高度化を支援する。

【5. ルート（手段）の詳細】

- ① これまで前期末及び後期末に実施してきた学修成果分析会において、個別学生に係る期末試験答案等の具体的題材を使用する等の方法により、1年次担当教員と2年次担当教員との意見交換の精度を上げる。
- ② 1年次フォローアップ演習を担当した実務講師に、2年次各学期の中間でフォロー面談等の個別指導の機会を設け、効率的学修ができているかどうかの検証を促す。
- ③ 各期末に教員による個別面談の機会を設け、前期の授業及び自習状況を振り返るとともに、次期に向けた課題を認識させる。

どう改善したか

【6. 結果】

- ①達成状況
対象は11名。うち5名が2年次全体の上位40%以内に含まれていた。割合としては45.4%となるので、到達目標を上回っている。
- ②その原因となった取組内容の進捗状況
上記に掲げた手段については、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく対応が困難であり、必ずしも十分に機能させることはできなかった。その代わりに、例えばオフィスアワーについてはメールやWebを使った対応を行い、学生が教員に質問できる環境を整備した。「教員による個別面談」について後期に実現しており、今後の成果を確認したい。2020年度においては、未修入学生にとっては教員から直接指導を受ける機会がむしろ増えたと考えられる。前期は「自主学修指示型」（概要は指定課題の「6.結果」を参照）となったため、結果として毎週の授業において必ず教員による課題の添削、指導が行われた。これが学生にとって学修意欲の向上とペースメーカーとなったと考えられる。後期は「ハイブリッド型」（教室で授業を行いつつWebで配信する授業形態）を採用したため、学生は講義を受けながら教員との質疑を行えるようになった。また、科目によってはWebで収録した授業を学生に提供したため、学生は復習に利用できることとなり、授業で理解できなかった箇所を改めて学修することができたのではないと思われる。
- ③今後の予定・展望等
上記の「手段」を実現するか、2020年度に整備した方法を深化させるかについては改めて検討したい。2021年度前期も引き続きハイブリッド型授業が中心となるとと思われるため、それに合わせた学修環境、制度を整えることとする。

2020年度【戦略経営研究科組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

自主設定課題

ビジネススクールらしい遠隔講義の推進

大学基準による分類：教育

【1. 現状】（課題を含む）

現状、戦略経営研究科では、主にZoomを使用した遠隔講義を実施している。ビジネススクールは双方向のディスカッションやグループワークが必須という講義の特性から、ZoomのブレイクアウトセッションやGoogleのジャムボードなどのツールを試行錯誤しながら講義を行っている。

また、学生が全員ビジネスパーソンという特性も考慮して、長期的には平日の講義は遠隔講義、土日の講義は対面講義という使い分けも考えていく必要がある。もちろん、文部科学省の認可が必要な話でもあることから、そちらにも目配りしながらビジネススクールとしてもっとも学習効果が高まる遠隔講義のあり方を考えていく必要がある。

【2. 原因分析】

原因は、コロナの影響で遠隔講義を日常的に行うようになったからである。これまでは、平日の講義限定で3名までというルールのもとで遠隔講義を実施していたが、その前提が崩れてしまった。これまで戦略経営研究科が苦心して身につけた遠隔講義のノウハウを今後も活用していきたいと考えている。

どう改善するか

【3. 到達目標】

到達目標は、今後のビジネススクールらしい遠隔講義のあり方を、FD開催を通じて実験的に探索していくことである。

1. 専任教員のFD参加率:90%以上
2. 遠隔講義に対する学生の満足度:80%以上

【4. 目標達成のルート（手段）】

遠隔講義に関する基本的な手続きについては、非常勤教員も含めて広く共有されているものの、各講義の実施は各教員に委ねられており、各教員がそれぞれの講義ノウハウを蓄積していると考えられる。それを棚卸しし、共有するためには前期が終わったタイミングでFDを実施する。

【5. ルート（手段）の詳細】

①講義ノウハウを共有するFDの開催

すでに教務委員会である程度手続き的なノウハウは蓄積されているし、教員全体のメーリングリスト上では講義実施のティップスも共有されてきているので、これらを集約した形である程度のマニュアル化を行うためのFDを行いたい。

②双方向小人数教育に特化した遠隔講義ツールの実験的な使用

ビジネススクールは、少人数の双方向コミュニケーションが講義において非常に重要なため、それをオンライン上でもオフラインと変わりなく実施するためのブレイクアウトルームやGoogle ジャムボードといったツールの使用ノウハウを蓄積する必要がある。

③遠隔講義に対する学生の満足度や要望を測定するアンケートの実施

遠隔講義を受講した学生からの要望や満足度をアンケートによって調査したいと考えている。

どう改善したか

【6. 結果】

2020年度にビジネススクールにおいて実施した、全専任教員を対象としたFD研修会への参加状況は、以下の通りである。

1回目:2020/03/26開催 出席13名、欠席3名、参加率81%

2回目:2020/09/05開催 出席13名、欠席3名、参加率81%

また、2020年度前期講義に関するアンケート結果によると、CBS独自の新たな教育手法「CBS型ハイブリッド講義」と「CBS型ディスカッション」を開発し、活用することで、コロナ禍におけるCBSでの学びとヒューマン・ネットワーク形成を深化させ、強化してきたので、遠隔講義に対する学生の満足度は過半数以上であり、ポジティブな意見も多かった。

満足12.8%、やや満足42.6%、どちらでもない29.8%、やや不満10.6%、不満4.3%

ビジネススクールらしい遠隔講義のあり方については、コロナ禍において実証実験も含め大幅に前進した。コロナ禍の遠隔講義においていかに対面講義のインタラクションを再現するかという課題を研究科全体で共有し、Learning by DoingとTrial and Errorによって継続的なFD活動を実施した。その成果として、Zoomによる双方向講義のノウハウの蓄積と対面とオンラインを組み合わせ合わせたハイブリッド講義のノウハウの蓄積を行うことができた。これらの成果は、研究科として資料にまとめ、専任教員や非常勤教員とも共有を進めている。

2020年度【法学研究科組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

自主設定課題

コースワークの整備と博士学位取得にむけた新たな枠組みづくり
(研究成果の質の向上と学位取得に要する期間の縮減)

大学基準による分類：教育

【1. 現状】(課題を含む)

・博士前期課程においては、体系的なカリキュラムがあり、その履修とともに、あわせて研究指導がなされている。一方で博士後期課程においては、基本的には”特殊研究”という形でのみの授業科目の設置のみであり、体系的な授業の履修などがない状況である。この課題について、2016年度機関別認証評価結果における提言事項(努力課題)として「博士後期課程のカリキュラムは、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせているとはいえない」との指摘を受けている。

・学位授与者(課程博士)のうち標準修業年限からの超過年別割合において、2014年度学位授与者の標準修業年限内(在籍期間3年以内)の学位取得者の割合は全国の社会科学系の大学院の平均で35.3%である(文部科学省『大学院活動状況調査』)。

しかし、本学法学研究科の2009年度～2018年度学位授与者における標準修業年限内(在籍期間3年以内)の学位取得者の割合は、18.8%に留まっている。学位授与の年度単位でも、取得に要した期間の平均は、2018年度で5.86年、2019年度で7.00年度と標準修業年限を大幅に超過しており、改善が必要な状況である。

【2. 原因分析】

・2017年度以降、制度改革検討委員会を中心として、リサーチワークの整備に向けて文系の各研究科と連携して取組みを進めている。2019年度中にコースワークの大枠を決定できたものの、新カリキュラム・新科目の運用にむけた詳細な内容の具体化まではいたっていない。

・学位取得に時間を要している原因としては、大学院生本人と指導教授の間でのみ、博士論文執筆までの研究指導が管理されており、博士学位請求論文提出に至るまでの間に、法学研究科博士後期課程における中間的メルクマールとなる制度等が存在しないことが考えられる。具体的には、本学の他研究科でも博士学位請求論文提出の要件に関する制度(ポイント制、博士学位候補資格認定試験)や博士学位請求論文の提出前における集团的・組織的指導の枠組みが設けられているが、法学研究科では研究科としてそのようなものが制度化されていない点が挙げられる。

どう改善するか

【3. 到達目標】

・科目の新設を含むカリキュラム改正を完了させる。
・標準修業年限内(在籍期間3年以内)の学位取得者の割合を全国の社会科学系の大学院の平均である35%程度にまで引き上げる。

【4. 目標達成のルート(手段)】

・制度改革検討委員会を中心に決定したコースワーク整備案の大枠に基づいた、具体的な科目の内容・運用方法の案を策定し、最終的に法学研究科委員会において決定する。
・コースワークの整備とともに、博士学位請求論文提出の要件に関する制度や博士学位請求論文の提出前における集团的・組織的指導の枠組みについても検討する。

【5. ルート(手段)の詳細】

- ・コースワーク整備に伴う、新規科目の実施内容・実施方法の具体化(2020年9月頃まで)
- ・2021年度授業編成(2020年10月～11月)
- ・学則改正等学内手続(2020年秋)
- ・「三つの方針」の改定(2020年12月)
- ・シラバス作成(2020年11月～2021年1月)
- ・履修要項・教務システム・広報媒体等への反映(2021年1～3月)
- ・新カリキュラム(新規科目)運用開始(2021年4月)

どう改善したか

【6. 結果】

2021年4月から博士前期課程・博士後期課程の新カリキュラムが運用されることとなった。

課程での学修・研究活動を通じて、専門分野の知見を深めるだけでなく、大学院における研究に必要な基礎的な知識・能力の修得から研究者・大学教員として必要な知識・能力が修得できるようカリキュラムが整備された。

●博士前期課程では、必修科目「研究倫理・研究方法論」を置くなどの改正を行なっている。

※「研究倫理・研究方法論」…研究を行う上で必要な手法について、具体的な研究例に照らしながら、研究の科学的なプロセス(研究課題の発見、研究計画と研究方法の決定、データの分析、研究結果の解釈と報告)の段階を追って学ぶ。また、特定の研究課題に関する文献検索と既存の情報の要約を行うことを通じて、これらの作業の要点を学ぶ。加えて、前提となる研究倫理教育を実施する。

●博士後期課程では、「研究論科目」として、それぞれ必修の「研究指導論」「研究報告論1」「研究報告論2」を置き、研究者・大学教員として必要な指導力や研究成果の発表手法を修得する科目の設置などの改正を行なっている。

※研究指導論…学部または博士前期課程の専門科目の講義・演習に参加し、博士後期課程の大学院生が、担当教員の指導の見学・補助、当該授業において一定程度のリードをする存在となることを通じて指導力の養成を図る科目。

※研究報告論1…学内・学外の研究会、あるいは学会での研究報告およびそれに向けた指導を通じ、実践的に研究成果のまとめ方、公表の仕方を習得する科目

※研究報告論2…学内・学外の紀要・学会誌に、判例研究・論文等を掲載およびそれに向けた指導を通じ、実践的に学術論文の執筆方法、投稿の仕方を習得する。

標準修業年限内(在籍期間3年以内)の学位取得者の割合の改善については、2021年度時点での在对学生に対する改善効果は見込みにくいものの、2022年度以降入学生に関しては、上記の新カリキュラムにより、実践的に研究成果まとめ方・発表方法を修得することとなるので、博士学位論文につながる基礎論文の執筆・公表の促進が期待されるところである。新カリキュラム適用者の動向について、経過を注視していきたい。

< 整備の過程 >

- ・コースワーク整備に伴う、新規科目の実施内容・実施方法の具体化の検討(2020年4月～9月頃)
- ・カリキュラム改正案の承認(2020年10月2日開催法学研究科委員会)
- ・2021年度授業編成(2020年10月～2021年1月)
- ・学則改正等学内手続(2020年10月～2021年3月)
- ・「三つの方針」の改定(2020年12月11日開催法学研究科委員会)
- ・シラバス作成(2020年11月～2021年2月)
- ・履修要項・教務システム・広報媒体等への反映(2021年1～4月)
- ・新カリキュラム運用開始(2021年4月予定)

2020年度【経済学研究科組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

自主設定課題

緊急事態下における持続可能な教育体制の整備

大学基準による分類：教育

【1. 現状】（課題を含む）

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大および政府・東京都による緊急事態宣言の発令により、本学は2020年4月7日より入構禁止の措置が取られている。5月27日に緊急事態宣言は解除されたものの、感染症が全世界で収束する見通しは以前立たず、本学も従来通りの教育体制に戻るには一定の時間を要することが想定される。
- ・経済学研究科では、1名の新生が来日できない状況が5月現在継続しており、来日が可能となる見通しも立っていない。
- ・在学生には博士前期課程では2年、博士後期課程では3年という標準修業年限があり、学生はその期間内の学位授与を目標として、日々の教育研究活動を進めると共に、必要な学費の支払いを行っているところであり、教育機関としては世間がどのような状況になろうとも可能な限り教育を止めない施策を取る必要がある。
- ・経済学研究科の教育研究活動は従来より対面によるものを前提とした設計になっているため、コロナ禍においては諸活動について全て新たな実施方策を検討する必要がある。
- ・また、本研究科を志願する受験生については2019年度48人、2020年度85人と増加傾向にある。また、受験生としても例年の受験生と同様に研究科進学を目指す権利があり、また入学試験合格のための準備を現在進行形でしていると推察できる。
- ・定員充足率の向上や学位授与者数の確保の観点からも、入学試験は行う必要がある。他方、学位の質担保の観点から、入学者の受け入れ基準を下げることは望ましくない。
- ・この点、対応を検討しているところであるが、ヒト・モノ・カネの部分で大きな課題があり、「対面」を前提としない試験実施の場合は例年どおりの環境下で同一の試験を行うのは困難であることが判明しており、適当な対策の短期間における決定には非常に苦慮しているところである。



【2. 原因分析】

- ・経済学研究科の活動が多摩キャンパスにおいて始まった1978年度より、学生・教職員が入構禁止となったのは2011年3月の東日本大震災、2016年7月のキャンパス爆破予告時のみであり、かつ長く2日の措置であったため、長期にわたる対面授業の停止は想定されていなかった。
- ・入学試験の実施に際しては受験者の立場からみた同一時間・同一環境が大前提とされているため、集合型以外の実施方法はそもそも想定されていなかった。よって入学試験執行に必要な人員・予算・学内設備（オンラインシステム含む）の対応措置が行われていない。また大学院入試は夏季には入試要項を公開する必要もあり、時間的猶予もない。

どう改善するか

【3. 到達目標】

- ・「授業」「研究指導」「学位審査」「研究科主催イベント」「入学試験」において、緊急事態により大学における教員・学生（受験生含）対面型の実施が叶わない場合の対応を1つ1つ検討しまとめる。
- ・まとめにあたっては、対応の良かった点や浮き彫りとなった課題を明示し次年度以降へ繋げることや、今般のコロナ禍のみの対応と今後の「新しい生活様式」の中でも適用させる対応の切り分けも行い、次年度にも状況が好転しない場合や、今後の災害時の持続的な教育環境の整備に資するものとして活用可能なものとする。
- ・検討状況により、教育体制の持続的整備に際して必要な環境整備が求められた場合、法人部局も含めて必要な要望を書面にて作成する。
- ・2020年度の修了予定者のうち、実際に学位授与される人数の割合を前年度（90%）から維持することを目標とする。



【4. 目標達成のルート（手段）】

- ・政府や東京都の方針、全学の方針、他研究科も含めた大学院の方針を研究科委員長を中心として収集した上で、あらゆる対面型で行うイベント対応について、教務・入試委員会を中心として実施案を作成する。
- ・他研究科も巻き込んだ上で、教員・学生に対するアンケート調査を行い、オンライン授業や研究指導等の現状を把握する。
- ・検討にあたっては、「教員・学生共に自宅を中心とした大学以外の場所にて参加できる」ことを前提とする。
- ・適宜、研究科委員会に報告し、研究科構成員より意見聴取を行い、よりブラッシュアップした案の策定を行う。

5. ルート(手段)の詳細

・「授業」「研究指導」・・・2020年3月18日に、全学として実際の授業開始日を4月23日に変更することを学生に周知。これを受け、授業や研究指導についてはオンラインによる実施を前提とし、①使用ツールの調査、実践(挙動確認)、②履修登録期間、指導教授届・コース選択届など諸手続きの再検討、③履修指導(特に新入生)、④研究科委員への情報の伝達徹底、⑤学生への説明、オンライン受講環境の調査を実施すべく検討を重ねる。また、適切な時期に教員・学生双方へのアンケートを実施し、オンラインによる授業や研究指導に関する実態調査を行う。検討主体は、内容にもよるが単一研究科で検討を行うよりも多摩キャンパスにおける全研究科で同一に実施した方が教員数・学生数に鑑みて効果的であることから、研究科委員長懇談会を中心として検討を重ねる。①、②、③については3月中に方針を固め、④については4月上旬までに必要な情報を研究科委員会やメール通知を利用して展開する。⑤については、それぞれ必要な時期(学生への説明と環境調査は授業実施方法が固まった後、アンケート調査は5月中に行う。)

・「学位審査」・・・学位の質を担保するため、指導教授を中心とした研究指導の他、修士論文等中間報告会や、博士学位候補資格審査、公開研究会などは予定通り実施することを念頭に置き検討を行う。検討母体は教務・入試委員会とする。月1回程度であった教務・入試委員会を、2週間または1週間に1回開催し、実施方法について協議を行う。また、チャットツールやメールを用いて、委員会の場に留まらない議論を行い、スピーディな意思伝達を行う。意思決定の時期は、それぞれのイベント前までの研究科委員会にて審議を行い、研究科の意思決定を行う。

・「入学試験」・・・対面式と全く同等の試験とはならずとも、同等に近い形で試験を行い、入学者の質を担保することを念頭に置き検討を行う。検討母体は教務・入試委員会とする、学位審査の検討と同様、委員会の開催頻度を増やすことや、チャットツールやメール駆使したスピーディな意思伝達を行う。意思決定の時期は、夏季入試は4月、秋季入試は6月の研究科委員会までに審議を行い、研究科の意思決定を行う。

どう改善したか

6. 結果

●「授業」「研究指導」・・・2020年3月18日に、全学として実際の授業開始日を4月23日に変更することを学生に周知。その後、感染状況の急拡大を受け、4月1日に、大学院の2020年度前期授業開始を5月7日に変更することを学生に再度周知した。

- ・授業と研究指導については大学院教育の特性(少人数、演習形式)に鑑み、双方向性の教育が最適であるとし、まずはWeb会議ツールの利用・浸透を最優先事項に位置づけ、複数の教務入試委員会をWeb会議システムを利用して実施し、ツール利用の体験と課題抽出を行った。
- ・4月上旬に、研究科委員長が自ら指導学生を抱える教員とWeb会議システムを利用した面談を行い、Web会議ツールの体験機会、学生の現状把握および履修・研究指導の依頼機会とした。
- ・履修登録はオンライン授業の鍵となる、manabaコースへの登録を念頭にした案内を行う他、指導教授届やコース選択についてはWeb上で手続きを完結させることとし、その説明とフォローアップに時間をかけた。結果として、新入生の指導教授決定やコースの決定は予定通りに4月22日の研究科委員会で決定することができ、また履修登録に関するトラブルもほとんど発生しなかった。
- ・学生のオンライン受講環境の調査を4月中旬に行った。結果、多くの大学院生は自宅でオンライン授業を受講する環境が整っていることがわかり、ごく少数の通信環境に不安がある学生については指導教授を通じたフォローアップを行った。
- ・教員・学生双方へ、オンラインによる授業・研究活動に関する実態調査を目的としたアンケートを5月(学生・教員)・6月(学生)に実施した。どれも3割程度の回収率であったが、概ね研究活動が進められていることを確認すると共に、図書館の開放や学生共同研究室への入室、統計ソフトウェアの利用といった要望を汲みとることができ、6月以降に全て対応を行った。なお、図書館の開放についてはアンケート結果を受けて研究科委員長連名の文書を準備したが、送付前に図書館側で一部開放が決まったため、書面自体は発出してない。
- ・後期の授業については、アンケート結果に加えて、①感染拡大はなおお断を許さない状況が継続していること、②万全な体制で授業実施ができる教室数が不足していること、③オンラインとオフライン併用を可能とする諸設備が整備されていないこと、④日本に入国できる見通しが未だ立たない学生が複数いること、の理由から、引き続きオンラインによる授業実施を行うこととし、7月15日の研究科委員会における審議・承認を経て、7月29日に担当教員・学生への周知を行った。
- ・年度末に授業の成績評価を集計したところ、全成績の90%以上がB以上の評価となっていることから、教育の質は担保されているといえる。
- ・また、新型コロナの拡大を理由とした休学・退学者は2020年度において0名であった。

●「学位審査」・・・2020年4月2日に教務・入試委員会を開催し、まずは博士学位候補資格認定試験とポイント審査への対応について検討を行い、オンライン(Web会議システム、manaba)により実施することを確認した。修士論文中間報告会・公開研究会についても7月8日の教務・入試委員会にてWeb会議システムを利用して行う原案を作成し、7月15日の研究科委員会で承認された。9月26日に両会を実施した結果、特段問題が発生しなかったことに加えて、参加した教員数・学生数が増えるという副産物も得られた結果となった。修士論文審査については、入学試験や中間報告会の成功や、授業と研究指導のオンライン化が浸透していた時期であったこともあり、Web会議システムを利用して実施することを12月9日の研究科委員会にて了承した。学生・教員双方に説明会を実施したこともあり、修士論文(または特定の課題についての研究成果)提出予定者は全員締め切りまでに論文を提出し、論文審査・最終試験も円滑に進めることができた。

- ・結果として、修了予定者19名全員(100%)の学位授与が決定したので、目標は達成したと言える。
- ・博士学位審査については、その学位の重みと、審査関係者が少人数であることにも鑑み、審査委員と申請者の合意の上で対面・オンラインどちらでも実施ができるような体制とした。オンラインによる学位審査にあたっては、「学位請求論文審査の最終試験及び試問のWeb実施要領」および「博士学位請求論文審査のWeb実施に関する取扱要領」を作成し、審査の公正性と申請者の権利を担保した。
- ・2021年1月に対面型で2件の博士学位論文の試問を行い、2月3日、3月3日の研究科委員会で合計2名の博士学位授与を決定した。

●「入学試験」・・・口述試験については、授業および研究指導がWeb会議システムで行われることを踏まえ、Web会議システムで実施をすることを4月22日の研究科委員会で決定し、5月・9月・2月の合計3回の試験を行った。審査途中に受験者や審査委員の接続トラブルが一部発生した事例もあったが、状況を確認する立ち合い人を設けたこともあり、審査に支障をきたすようなトラブルはなく、入試の執行を行うことができた。筆答試験については、5月3日・13日の教務入試委員会で検討した結果について5月20日の研究科委員会で報告・懇談を行った。その後、経済学研究科に限らず他研究科で開陳された意見や懸念点に対応する検討を重ね、教務入試委員会ではメールによる検討も含め提案の深化を行い、6月17日開催の研究科委員会において、manabaとWeb会議システムを利用してオンラインにて試験を行うことを決定した。年間70名が筆答試験を受験し、特段のトラブルは発生しなかった。

- ・年間を通じて、前期課程24名、後期課程2名と、数字としては昨年度以上の合格者数を出すことができ、新型コロナ禍においても安定した入学試験の執行ができたと言える。

2020年度【商学研究科組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

自主設定課題

コースワークを取り入れたカリキュラムの構築

大学基準による分類：教育

【1. 現状】（課題を含む）

・商学研究科博士課程前期課程では、2004年度より、修了後の進路に対応して、①研究コース、②ビジネスコースの2コース制を設定している。

・しかし、コース導入から年数が経過し、一部科目において運用に問題が生じていた。また、博士前期課程から博士後期課程までのコースワークが見えにくいとの指摘を受け、カリキュラムを見直すこととした。

・本課題は2018年度より継続して取り組んでいる課題であり、2019年度末までにカリキュラム改正の方針を検討・決定した。

・諸事情を加味した結果、新カリキュラムは2021年度からの導入とした。

【2. 原因分析】

・現行のコース制度は2004年度に導入されたものであり、設置科目について、現在の社会情勢の変化や、修了後の進路の多様化を踏まえた見直しが必要な時期にあった。

・一部の科目においては、教員の退職等で継続・恒常的な運用が難しい状況も発生していたため、これを見直す必要があった。

・2018年度から2019年度前期までは委員長の病休等により検討を進めにくい期間があり、十分な検討期間と学外への周知期間を確保するため、カリキュラム導入年度について、当初の2020年度から延期し、2021年度からの導入とした。

どう改善するか

【3. 到達目標】

・2021年度入学生から、コースワークをブラッシュアップしたカリキュラムを構築し、博士前期課程修了時には、それぞれの修了課程にふさわしい研究能力や高度専門職業人としての高い倫理観や社会責任能力を養成する。

・新規開設する「基礎セミナー」の履修者数について、新入生の50%以上の履修を目標とする。

【4. 目標達成のルート（手段）】

・博士課程前期課程におけるコースごとの設置科目および必修科目を見直す。

・商学研究科での学修を5分野（経営学、会計学、商業学、経済学、金融学）に分けて整理し、それぞれの分野の基礎となる「基礎セミナー」を設置する。

どう改善したか

【5. ルート（手段）の詳細】

2020年5月 改革委員会において検討開始
 ・履修要項レベルでの運用調整

2020年7月 改革委員会案を商学研究科委員会に提案

2020年9月 学外周知、システム設定

2021年4月 新カリキュラム開始

【6. 結果】

新カリキュラムでは、基礎的な学習に関する要望や学生のニーズに適切に対応していくために、「基礎セミナー」の導入や主分野ごとに必修単位を設定するなど研究教育体系の見直しを行った。それらを踏まえ、2019年度末にカリキュラム改正方針を決定し、2020年5月より改革委員会の下で具体化する検討を開始した。2020年10月7日の改革委員会において、新カリキュラム(案)および履修要項に掲載する内容について承認し、同日に行われた教務連絡委員会において担当教員を調整した。次に2020年10月14日商学研究科委員会において新カリキュラム案を審議、承認した。また、新カリキュラムにおける担当教員案は2020年11月4日の教務連絡委員会を経て、11月14日の商学研究科委員会にて承認した。以上のようにコースワークを充実させた新カリキュラムは2021年4月から開始予定である。また、2021年度新入生において「基礎セミナー」の50%以上の履修をめざし、新入生ガイダンスにおける十分な説明に努める予定であり、各種準備を進めている。

2020年度【理工学研究科組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

自主設定課題

グローバル化の推進

大学基準による分類：教育

【1. 現状】（課題を含む）

理工系の学問分野は、国や言語による垣根が少ないことが特質としてあげられる。企業活動も世界にまたがって展開されている。理工学部・理工学研究科では、グローバルな舞台で活躍できる総合力を身につけた人材の育成をめざしている。

理工学研究科において、学生の受け入れ・送り出しの促進を図っているが、以下のような課題も見受けられ、十分に活性化しているとは言えない状況である。

- ・学生の学修支援として、学術国際会議での発表に対する助成を行っているが、ニーズ(補助申請の件数)が多く、予算を大幅に超過している。
- ・さくらサイエンスプランについては年に1~2件が採択されていたが、2019年度は4件(うち1件はコロナ禍により2020年度に実施を延期)となった。ただし、他大学には実施回数が2桁というところもあり、それと比較すると件数が少ない。
- ・ダブル・ディグリー制度を2018年度から導入した。台湾国立中央大学(博士後期課程)に加え、2019年度にはインドネシアのバンドン工科大学(博士前期課程)と中央大学との間で実施している。
- ・海外の大学との交流の際、英語の教員紹介(研究紹介)の媒体が重要となる。現在は日本語での媒体のみのため、これを英語化する必要がある。
- ・グローバル化に伴い、英語能力が必要となる場面が増えたが、人的資源に限りがあり、手続きや調整に影響がでることがある。

【2. 原因分析】

<広報>

- ・世界・海外へ向けた情報発信ができていない。

<語学・言語>

- ・英語で行われる授業科目が少ない。
- ・留学生の受入れの条件として日本語能力を課している(一部を除く)ことで、留学生を絞り込んでしまっている。

<カリキュラム>

- ・英語のみで修了できるコースが少ない。

<支援>

- ・海外派遣(留学)に対する奨学金などの費用支援策が乏しい。
- ・学術国際会議での発表に対する助成については、ニーズ(補助申請の件数)に対して予算が少ない。

<さくらサイエンスプラン>

- ・さくらサイエンスプランについては、2019年度は4件採択となった。招聘する大学や受入れ教員・学科が固定化されつつある。

<ダブル・ディグリー制度>

- ・授業が通年型であることや、英語で行う授業が少ないことが、海外の大学からの入学の妨げとなっている。

どう改善するか

【3. 到達目標】

以下の施策を通じ、グローバル化を促進する。

- ・留学生数の増加(派遣・受け入れ)
- ・学生の海外における研究発表促進(学術国際会議:150件、発表実績把握の精度向上)
- ・さくらサイエンスプランの実施増(年5回以上の実施)
- ・教育課程のグローバル化促進に向けた検討(ダブル・ディグリー、ジョイント・ディグリーの導入、海外協定校の開拓、英語で修了できるコースの導入等)
- ・授業の半期化を実施(2021年度)。

※さくらサイエンスや「ダブル・ディグリー制度については、昨年A評価で「概ね目標達成」としたが、前年までの実績を基礎として継続性を持ちながら毎年少しずつ採択件数や提携校数を増やして行くものであるため、今年も昨年度と同様の目標を設定した。

【4. 目標達成のルート(手段)】

- ・海外へ向けて英語による積極的な情報発信を行う。英語版教員紹介作成(※2020年秋までに実施予定)。
- ・英語実施科目を増やし、英語で修了できるコースを増やす。
- ・海外派遣(留学)プログラムの新規開拓、海外インターンの導入を検討する。
- ・学生学会発表や、さくらサイエンスプラン実施に関して教員との情報交換・連携を密にする。
- ・論文研修科目の半期化を推進する。

これらの施策とあわせ、留学に係る奨学金の充実や受入れ留学生のための寮の充実といった学生支援、各種施策の推進にあたる事務体制の構築についても取り組むこととする。

【5. ルート(手段)の詳細】

2020年度においては、次の項目について、研究科委員会において検討・実行を進める。

- ・海外、外国人へ向けた英語による広報(英語版教員紹介、Webサイト、パンフレット等)。※2020年秋までに実施予定。昨年度は、初作成のため時間がかかっていたところコロナ禍により中断し完成に至らなかったが、教員紹介記事は概ね集まっており、今年度は達成できる見込みである。
- ・留学先・プログラムの開拓を行う。海外インターンシップや海外での研究活動の場、支援策を検討する。※2020年度末まで(夏季休業や秋の学会などで教員に活動してもらうように促す)※前年度からの継続課題であるが、件数の増加を目指す。
- ・英語で修了できるコースを増やす。(修了要件を充足できる科目数の授業を英語で実施する。)※2020年度内では2専攻を目指し、2020年度以降も継続課題とする。
- ・学会への参加及び発表の件数を正確に網羅的に把握する方法を検討する(教員・学生の意識変革)。※年間を通じた対応を心掛ける
- ・グローバル化推進特別予算の積極的な活用:まずは、海外の大学・研究機関との接点を持つことが重要である。その上で、留学、研究指導、共同研究など、相手先と合った連携方法を模索し、協定締結へつなげることを目指す(戦略的パートナーシップの構築)。※2018年度から活動しているが、2020年度も継続的に行う。
- ・ダブル・ディグリーの他、ジョイント・ディグリーなど、様々なプログラムの可能性を模索する。また、対象として、学部・博士前期課程・博士後期課程など、各課程における導入も視野に検討する。※前年度からの継続課題であるが、件数の増加を目指す。
- ・海外との各種手続きや受け入れた研究生・留学生の対応など、事務手続きにおいても英語力が必要であるため、それを支える事務体制の在り方について検討し、早期に実施する。国際センターの派遣職員を理工学部事務室に常駐するようにしたので、その結果を見て次の施策を考えたい。※前年度からの継続課題

どう改善したか

【6. 結果】

- ・海外、外国人へ向けた英語による広報について、予定通り2020年秋に「英語版教員紹介」をWebサイトに公開した。
- ・留学先・プログラムの開拓については、今年度は新型コロナウイルスの影響により海外への渡航が不可能であったため、来年度の継続課題とする。
- ・英語で修了できる(修了要件を充足できる科目数の授業を英語で実施する)コースについては、2020年度内では2専攻となった(都市人間環境学専攻・応用化学専攻。ただし応用化学専攻は、英語実施科目のうち2020年度休講科目あり。)2021年度以降もより多くの専攻が英語で修了可能となることを目指し、継続課題とする。
- ・学会への参加及び発表の件数を正確に網羅的に把握する方法については、本年度は新型コロナウイルスにより学会発表の開催が制限されていたため、来年度の継続課題とする。
- ・グローバル化推進特別予算の積極的な活用については、今年度は新型コロナウイルスの影響により海外への渡航が不可能であったため、来年度の継続課題とする。
- ・ダブル・ディグリーの他、ジョイント・ディグリーなど、様々なプログラムの可能性については、今年度は新型コロナウイルスの影響により海外への渡航が不可能であったため、来年度の継続課題とする。
- ・授業の半期化については、全ての専攻で実施済みとなり、9月入学が可能となったため、留学生を受け入れやすくなった。
- ・海外との各種手続きや受け入れた研究生・留学生の対応を支える事務体制の在り方について、国際センターの派遣職員が理工学部事務室に常駐し、現在主にさくらサイエンスに関する手続きを担当している。今後、その結果を見て次の施策を考えたい。なお、さくらサイエンスプランの実施増については、新型コロナウイルス感染拡大のため、2020年度は全ての採択プログラムが延期となり、実施できなかった。※2021年度以降も継続課題とする。

2020年度【文学研究科組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

自主設定課題

入学前教育を見据えた特別選考入試制度の導入

大学基準による分類：教育／学生の受け入れ

【1. 現状】（課題を含む）

1. 文学研究科は13専攻から構成されており、複数の研究領域、文化・芸術・地域・哲学・歴史・文学・教育といった人類最古からの学問分野から社会情報学などの最先端の学問分野を網羅し、一部には実験・実習を必要とする理科系に近い学問分野まで裾野の広い研究活動を行っている。そのため、2020年度は文学研究科運営に関する教員数が専任教員88名、非専任教員47名となっており、潤沢な教員数によって構成されている。
2. 文学研究科の在学生については、博士前期課程では2009年の159名から2015年92名、2019年79名と約10年間で半減している。博士後期課程についても2009年の125名から2015年88名、2019年66名と大幅な減少傾向にあり、課題である。
3. 社会的要請としては文部科学省より今般、「大学における定員充足」が強く要請されており、平成17年9月5日中央教育審議会「新時代の大学院教育―国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて―一答申」においても円滑な博士の学位授与の促進として学位の質を確保しつつ、標準修業年限内の学位授与を促進するとして、一定期間内での学位授与が求められている。
4. 文系大学院の大幅な定員未充足の状態を受け、文学研究科においても在り方を検討し、昨年度、3専攻において、コースワークを実施したが、引き続きの課題として定員の充足、質を確保した上での学位授与に関する制度設計が求められる。

【2. 原因分析】

- 1'. ひとつの研究科において文学・文科系、史学系、社会科学系と異なるディシプリンに基づく13専攻を有しており、教育研究の内容や要求される知識・技能等も多様である。そのため、2016年7月中央大学外部評価委員会から「設置基準を大幅に上回る教員数の見直し」提言を受けているものの、学位論文執筆指導のため専門分野のみならず隣接分野の指導を要しており多数教員が携わる。一方、これまでに醸成・尊重され文化されてきた専攻単位での指導体制によって、専攻を超えた教育研究指導が十分にされていない。
- 2'. 在学生は2020年5月1日時点で博士前期課程78名（うち内部進学者40名）、博士後期課程64名（うち内部進学者46名）となっており、半数以上が内部進学者によって構成されているが、内部進学者確保を目的とする学部から大学院進学への一連の制度設計がなされていない。また、文学部学生による大学院科目先取り履修状況をみると2020年度は5名が申請している。一方で他研究科の動向をみると、経済学研究科では博士前期課程33名（2020年5月1日時点）と文学研究科博士前期課程の約4割程度の学生数規模にも関わらず、7名（1.4倍）もの経済学部学生が大学院科目を先取り履修している。両研究科を比較した場合に学問分野による違いはあるが、制度面では本学学部からの内部進学者を対象とした特別選考入試制度の実施の有無がある。在学生の内部進学者割合や先取り履修状況からも、本学内部進学者獲得の機会損失が生じている。
- 3'. 文学研究科においては2019年度に博士前期課程に在籍者0名の専攻が発生するなど、博士後期課程に進学させる大学院生すらいらない状況があり、潤沢な教員の最適活用をしていると言いはし難い。

どう改善するか

【3. 到達目標】

- ・特別選考入試制度の導入により、定員充足改善を図り大学院進学を意識した入学前教育の充実により、大学院教育期間を学部生の段階から確保する。当面は、大学院科目先取り履修者の倍増を目標とする。
- ・学部生の大学院（博士前期課程）進学を促し、博士後期課程への進学候補者を充実させ、学位の質を確保する。長期的な目標としては、博士後期課程の学位の質確保と博士学位の授与促進として、2019年度に行った博士学位授与候補資格申請要件の整備を経た上で、近年の在学生数減少下においても「毎年度、博士後期課程の在学者のうち、10%以上の博士学位授与」を目標とする。

【4. 目標達成のルート（手段）】

- ・文学研究科として定員充足の改善、学位の質担保を目的として「内部進学者の確保を目的とした特別選考入試制度の導入」に取り組む。
- ・教務委員会の下に特別選考入試制度導入の検討に係るワーキンググループを設置し、各専攻との連携のもとで議論を進めていく。その際には、各専攻が認識している課題を基礎としつつも、既に特別選考入試制度を導入をしている他研究科の諸課題、大学院教育に係る政策動向、認証評価における指摘事項、他大学の事例等も踏まえながら進めていく。
- ・内部進学制度新設においては、教員の学部生指導において新たな選択肢を提供することで、学部既存教育の強化と新たな進学層の開拓を狙うこととする。

【5. ルート（手段）の詳細】

- ・特別選考入試制度導入の検討に係るワーキンググループにおいて7月より議論を開始。
- ・特別選考入試制度導入の検討に係るワーキンググループでの議論をもとに各専攻においても議論を実施し、8月頃に集中討議等を設け、9月末までに文学研究科としての一定の方向性を見出す。
- ・文学研究科の特別選考入試制度として、出願資格等を13専攻統一の基準として定める必要があるため、綿密な議論が想定される。
- ・年内を目途に文学研究科委員会において、2021年度に2022年度文学研究科特別選考入試制度を実施することについて、機関決定を行う。
- ・2020年12月、2021年1月開催予定の入試運営委員会にて、2022年度文学研究科特別選考入試制度の実施について承認を得る。
- ・2019年度末より実施している文学部学生の優秀層への大学院進学広報活動についても、今年度も引き続き実施する。

どう改善したか

【6. 結果】

- ・特別選考入試制度の導入については、2020年度内に13専攻一律での導入を決定するには至らなかった。特別選考入試制度の導入自体に賛成する意見も多く上がった。その一方で、導入の決定に至らなかった原因は、専攻・ディシプリンによる事情の違いがあった。学部4年生の早い段階から大学院進学を選択肢に加えさせるため、4月から6月の範囲で入試実施を検討していた。これに対して、学部の卒業論文執筆前では可否判断の選考材料が乏しく、選考自体が困難であるとの認識を示した専攻も複数あった。
- ・大学院科目の先取り履修については、昨年度に引き続き、学部生向けに大学院進学案内を送付するなど広報活動に取り組んでいる。2021年度からの履修者の推移に注目をしていくところである。2020年度における大きな進展としては、研究生受入れ制度の明確化を図ったことがあげられる。研究生の受入れについては、これまでも行ってきたが、改めて、文学研究科において受け入れる基準、受入方法といった条件を明確化した。ここから、研究生受入れ翌年の入学試験受験を経て正規院生としての受入れが期待される。また今後の研究科運営においても研究生受入れ制度を正しく活用する指針となることが見込まれる。
- ・2020年度の博士学位授与者数は6名である。博士後期課程在籍者割合では、約9.4%(6/64名)となり、長期的目標である毎年度授与者数10%を僅かに下回る結果となった。
- ・今後の展望としては、全学レベルのChuo Vision2025の中間見直しに大学院が組み込まれたことで、2020年度末から急速に、文学研究科の今後に関する議論の場が設けられている。Chuo Visionにおいては定員充足率の7割充足が目標値として設定されている。今年度、検討を進めてきた特別選考入試制度の導入についても、導入可能な専攻から実施するなど、検討が再開される見通しである。定員充足に向けた検討を皮切りに、文学研究科の研究指導体制や大学院生への支援制度の検討などが進んでいる。文学研究科の今後に関する議論と連動させる形で2020年度の課題を引き継ぎ、解決していくこととしたい。

2020年度【総合政策研究科組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

自主設定課題

コースワークの実質化

大学基準による分類：教育

【1. 現状】（課題を含む）

- 総合政策研究科では、従来から課題となっていたコースワークの整備について2018年度、2019年度の2年間をかけて協議を行ってきた。
- 結果、2020年度入学生より新たなカリキュラムを適用し、研究科総体の教育体制を整備が完了した。
- コースワークの整備前には、自身の専攻分野に近接した分野の科目履修への偏りが激しく、また他研究科設置科目の履修率も5.3%というデータに裏付けられるように、「政策と文化の融合」を掲げるポリシーの実質化ができていなかった。
- 必修科目・選択必修科目の導入により研究科生が共通した基礎的能力を身につけることが促進されているが、必修科目以外における学修をより効果的なものにするための情報周知の徹底はなされていない。

【2. 原因分析】

- 総合政策研究科の特徴でもあるが、設置科目の専攻分野が多岐にわたり、学際的な学修ができる一方で、自身の研究分野と関連する科目がわかりにくいという点も、実質的な履修ができていない原因といえる。
- カリキュラムにおける科目同士の関連性が可視化されていないため、学生が履修科目の判断に迷うことが想定される。
- 履修の指導は指導教授に一任されており、事前に学生が得る情報が履修要項におけるカリキュラム表のみとなっている。
- 2020年度入学生については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いガイダンス時間を短縮して説明を行ったため、3つの方針の十分な周知ができていなかった。

どう改善するか

【3. 到達目標】

- 総合政策研究科におけるコースワークの意図を可視化した履修モデルを複数作成し、2021年4月までに履修要項や公式ホームページなどの広報媒体へ公開する。
- 講義科目と演習科目について、文部科学省が示す“学科系統部類票”を基準に分類した「分野別分類表」を作成し、学生へ公開するとともに、ガイダンスなどにおいても周知する。
- 履修モデルを新入生ガイダンスにて新入生へ公開し、学生全員が履修モデルも参考にした履修を行うことを目標とする。
- 結果、研究科がコースワークの過程において修得することを企図する能力を身につけさせ、本研究科が掲げる教育目標を実質的なものとする。

【4. 目標達成のルート（手段）】

- 2020年度から2021年度にかけて、「カリキュラム委員会」を中心として履修モデル作成にあたっての枠組みや具体的な履修科目、広報手段などについて検討を行い、適宜研究科委員会に検討内容の報告を行い、意見交換を行う。
- 総合政策研究科の下位課程である総合政策学部におけるカリキュラム改正の動向も注視し、学部研究科の「総合政策」の考えに大きな齟齬が生まれないよう情報交換を適宜行う。

【5. ルート（手段）の詳細】

- 2020年5月 カリキュラム委員会において検討開始。
- 2020年6月～8月 他大学の導入事例や本学総合政策学部におけるカリキュラム改革の進捗状況を確認。
- 2020年9月～11月 コースワークの可視化、具体的には履修モデル案を策定する。
- 2020年12月 総合政策研究科委員会において決定する。
- 2020年12月 2022年度履修要項や大学院ガイドをはじめとする広報媒体への掲載準備

どう改善したか

【6. 結果】

- 委員長と事務局にて履修モデルの原案を「修了後の進路」と「研究テーマ(キーワード)」をベース(過去の在学生などを参考に、想定される進路とテーマを架空で作成)として、政策系で3つ、文化系で3つの履修モデルを作成し、2020年10月16日のカリキュラム委員会にて意見交換を行った。
- 10月末を目途としてカリキュラム委員間でメール審議を重ね、原案である6つの履修モデルをよりブラッシュアップした成案を作成について11月20日開催の研究科委員会で提案し、審議・承認された。
- 2021年度に向けて、履修要項や公式ホームページへの掲出、新入生ガイダンスにおける周知を目指して準備を進めているところである。
- また、毎年度、次年度開講科目をベースとした見直しを行うことも確認しており、履修体系の検証・見直しを行うプロセスも確立している。
- 「分野別分類表」については全研究科で2021年度の開講科目が確定し次第作成し、学生へ公開するとともに、ガイダンスなどにおいても周知する予定である。
- 目標としていた、学生全員が履修モデルも参考にした履修を行うことについては、4月の履修登録以降に結果が判明するため、引き続き学生の動向を確認していく。また、本研究科が掲げる教育目標を実質的なものとするについては、履修動向だけでなく、実質化していることをどう把握していくかが大きなポイントとなる。学修成果の可視化等の議論の今後の進展も踏まえながらその方法を検証する。